申告対象となる主な償却資産(種類別)

種類	種類の名称		課税対象となる償却資産の例 (事業用の資産に限る)
第1種	構築物	構築物	構内舗装、駐車場舗装、門、塀、フェンス、広告塔、緑化施設、
			屋外給排水管、屋外排水溝 など
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、内部造作(貸借人によるものに限る)
			など
第2種	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、旋盤・溶接加工機械、クレーン
			等土木建設機械 など
第3種	船舶		漁船、客船、ボート、巻上機、GPS、漁網、いけす など
第4種	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第5種	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09
			及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)、
			その他運搬車(自動車税、軽自動車税の対象とならないもの)、鉄
			軌道用車両 など
第6種	工具、器具及び備品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、
			パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看
			板、ネオン、金庫、レジスター、取付工具 など